井原市議会ハラスメント防止条例の制定について（令和７年４月１日施行）

（１）目的について

　　　ハラスメント行為は、基本的人権を侵害する行為であり、肉体的、精神的に重大な被害をもたらします。市民の付託を受けた議員によるハラスメント行為は、議会の社会的信⽤及び信頼を失うことにつながることから、互いに⼈格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、信頼される議会の実現を⽬指すため、本条例を制定します。

（２）定義について

　　本条例においては、以下の行為をハラスメントとして定義しています。

　　・著しい暴言、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

　　・社会的又は性的な差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

　　・職務上の地位、役職の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

　　・性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為

　　・その他、人権侵害のおそれのある行為又は個人の職務環境を害する行為

（３）適用範囲について

本条例は議員同士又は議員から職員へのハラスメント行為に対して適用されます。

（４）相談窓口の設置

　ハラスメントに関する相談の円滑で公正な解決を図るため、議員又は職員は、議長に対し、相談窓口を通じて申し出を行うことができます。

（５）議長の責務と議員の責務

　議長は、ハラスメント行為について申し出があった場合は、条例に基づき必要な措置をとることとなります。また、議員は自らハラスメント行為をしないこと、また、周りでハラスメント行為と思われる場面を見つけた場合には、注意するとともに、解決するよう努めることが求められます。

（６）事実関係の把握と対応措置

議長は、議会運営委員会委員によるハラスメント審査会を設置し、当事者や関係者、有識者の意見を聞きながら、事実関係の調査を進め、ハラスメント行為を確認した場合には、政治倫理審査会の設置、議員の氏名の公表など、必要な措置を講じることとなりますが、あらかじめ議会の承認を必要としています。